

国民健康保険 (国保)のお知らせ

申し込み・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、確定申告の期限などが延長され、国民健康保険税の算定に間に合わない場合があります。この場合、翌月以降に改めて税額の変更通知を送付します。

国民健康保険税(国保税)

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年4月から都道府県が国保制度の財政運営主体となりました。県内で国保税負担を公平に支え合うため、県が市町村ごとに医療費や所得水準に応じた国保事業費納付金(市が県に納付する)額を決定し、保険給付などに必要な額を交付金として市町村へ支払うほか、市町村ごとに標準保険料率を算定・公表します。市町村は、それを参考に保険料率を決定し、国保に加入している皆さんに国保税の賦課・徴収を行っています。

本年度の納税通知書発送日

7月1日(水)

納税義務者は世帯主

国保税は、世帯主自身の国保加入の有無にかかわらず世帯主に対し課税され、世帯主は納税義務者としての責務を負うことになっています。この場合、国保税の所得割額は、世帯のうち国保加入者のみの所得をもとに算出します。世帯主が国保に加入していない世帯は、保険税の滞納がなく住民票上の世帯主が承諾した場合に限り、世帯主(納税義務者)を同じ世帯の国保加入者に変更できる場合がありますのでご相談ください。

本年度の国保税の税率など

前年中の所得や加入者の人数などをもとに算出した、次の①～③の合計額が国保税額となります。

- ①所得割(加入者の前年中の所得に応じて計算) ②均等割(加入者の人数に応じて計算)
③平等割(1世帯当たりの定額)

区分	所得割率 ^{※1}	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
医療(基礎)分	5.8%	26,400円	24,600円	630,000円
後期高齢者支援金分 ^{※2}	1.5%	7,300円	6,300円	190,000円
介護保険分 ^{※3}	1.6%	9,600円	6,600円	170,000円

※1 所得割のもととなる額は、令和元年中の総所得金額+山林所得金額-基礎控除額(33万円)(土地・建物の譲渡所得なども、国保税の算定所得に含む)

※2 現役世代(0~74歳)が負担する後期高齢者医療分で、加入している保険の種類にかかわらず、全ての現役世代が負担

※3 40~64歳の介護保険第2号被保険者に該当するかたが負担

国保税を納付しないと…

納付相談の機会を増やすため、通常の保険証より有効期限の短い「短期保険証」を交付することがあります。また、災害など特別の事情がなく国保税の納付が1年以上滞ると、保険証に代えて「資格証明書」を交付することがあります。資格証明書で医療機関を受診するときは、医療費をいったん全額自己負担していただきます。このほか、保険給付の差し止めなどを行う場合があります。なお、やむを得ない理由で国保税を納めることが困難な場合は、申請により減免を受けられる場合がありますので、納期限の1週間前までに相談してください。

異動届は14日以内に

税の公平性を保つため、加入の届け出が遅れても国保税は資格を取得した月からかかります。届け出が遅れると国保税をさかのぼって納めなければならないばかりか、保険証がない間にかかった医療費が全額自己負担となります。また、脱退の届け出が遅れ、その間に国保の保険証を使った場合は、後から医療費を返還していただくことになります。国保に加入するとき、転出するとき、職場の健康保険に加入したときなどは、異動のあった日から14日以内に届け出をしてください。

年金からの特別徴収(天引き)

65～74歳で国保に加入している世帯主のかたのうち、次の全てに該当する場合は、国保税を年金から特別徴収しています。ただし、申し出により口座振替による納付に変更することもできます。

- 世帯の国保加入者全員が65～74歳
 - 対象となる年金の年額が18万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下
- ※誕生月によっては特別徴収の開始時期が遅れることがあります。
- ※世帯主が75歳に到達する年度は、普通徴収(口座振替か納付書払い)となります。

弁護士による多重債務無料相談会

と き	9月30日(水) 午前9時～正午、 午後1時～4時30分
と ころ	市役所 市民相談室1
対 象 者	国保税の納付が滞っている かた
定 員	先着13人
申し込み方法	前日までに電話か直接

国保税・一部負担金の減免など

災害、事業の休廃業、失業、療養などにより世帯の所得が激減し、生活が著しく困難となったときは、国保税の減免や医療機関に支払う一部負担金(自己負担)の支払い猶予や減免を受けられる場合がありますので、事前にご相談ください。

会社の都合などで失業したかたの国保税の軽減

会社の都合などで失業したかたは、申告により国保税が軽減される場合があります。詳細はお問い合わせください。

低所得世帯の国保税の軽減

国保加入世帯の合計所得(国保に加入していない世帯主分も含む)が一定基準以下の場合、国保税が軽減されます。所得の申告がないと軽減を受けられませんので、所得がない場合でも市民税申告などを行ってください。

医療費を大切に

医療費の増加は、国保税引き上げの大きな要因になります。治療の必要な人が安心して医療を受けられるよう、上手な受診を心掛けましょう。

- 定期的に健康診断を受け、病気の予防、早期発見、早期治療を心掛けましょう
- かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう
- 休日や夜間の受診を見直しましょう
- 「お薬手帳」を利用し、薬のもらい過ぎに注意しましょう
- 「ジェネリック医薬品」を利用しましょう